

事 務 連 絡
平成24年5月17日

各都道府県薬務主管課 御中

厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課

「熱中症対策」表示ガイドラインについて

標記について、全国清涼飲料工業会から別添（写）のとおり提出がありましたので、参考まで送付いたします。

「熱中症対策」を標榜する製品群については、「無承認無許可医薬品の指導取締りについて」に基づき、その物の成分本質、形状及び使用目的等を総合的に検討のうえ、個々に医薬品に該当するか否かを判定されたい。



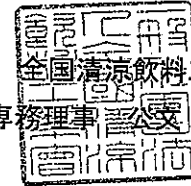


全清飲発第62号

2012年5月16日

厚生労働省医薬食品局
監視指導・麻薬対策課長 殿

一般社団法人



専務理事 公文 正人

「熱中症対策」表示ガイドライン 制定について

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。また日頃より御指導賜り厚くお礼申し上げます。

さて、夏場の熱中症対策に関し、清涼飲料水への「熱中症対策」表示について検討してまいりましたが、別添資料の通り、表示のための業界としてのガイドラインがまとまりましたので、報告いたします。なお、今期につきましては、本ガイドラインの内容とは別にすでに準備が完了しているなどの事例もあることから、猶予期間を設けましたこと、合わせてご報告申し上げます。

これに基づき、業界として指導徹底していく所存ですので、今後ともより一層のご指導をよろしくお願い申し上げます。

敬具

(別添資料)

「熱中症対策」表示ガイドライン

一般社団法人全国清涼飲料工業会

2012年4月19日制定

1. 趣旨

夏場の熱中症予防対策として、厚生労働省のHPなどでも、水分だけでなく塩分を合わせて摂取することが推奨されていることから、「熱中症対策」とPOPなどで表示できるスポーツドリンクなどの飲料の範囲を明確にすることにより、正確な情報伝達と市場の混乱防止に寄与する。

2. 適用

ナトリウム濃度として、少なくとも、飲料100ml あたり40～80mg※1 含有する清涼飲料水。

(※1 この値は、厚生労働省HPのマニュアル記載の値に基づく。)

→ 参考：厚生労働省HP <http://www.mhlw.go.jp/houdou/2009/06/h0616-1.html>
<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/0906-1.html>

3. 前項の基準を満たしたものののみ、「熱中症対策」の用語を使用することができる。※2

(※2 「熱中症予防」「熱中対策」など、これと紛らわしい表示は使用しない。)

4. 商品名、製品の容器包装、製品段ボールへの表示に、この用語を使用してはならない。※3

(※3 使用の具体例：テレビCM、店頭POP、ポスター、説明会など)

5. なお、制定後1年間は猶予期間とする。

以上